

刑事実務基礎科目

【サンプル】

- 事実認定
 - ・共謀共同正犯における共謀（間接事実型 - フルスケール）
- 被疑者勾留
 - ・法 60 条 1 項各号を全部検討させる問題
- 証拠調べに関する異議
 - ・検察官面前調書の証拠採用決定に対する弁護人側の異議申立て（法 309 条 1 項）
- 伝聞法則
 - ・法 321 条 1 項 2 号後段の検察官面前調書
- 弁護士倫理
 - ・共犯者の同時弁護における「職務を行ない得ない事件」（弁護士職務基本規程 28 条 3 号）
 - ・「受任後の利害対立」（弁護士職務基本規程 42 条）

【平成 23 年】

- 事実認定
 - ・犯人性（間接事実型 - フルスケール）
 - ・窃盗罪における占有（間接事実型）
 - ・窃盗罪における故意（占有の認識）（間接事実型）

【平成 24 年】

- 事実認定
 - ・犯人性（間接事実型 - フルスケール）
- 証拠調べに関する異議
 - ・証人尋問における伝聞証言であることを理由とする弁護人側の異議申立て（法 309 条 1 項）と、これに対する裁判所の応答（法 309 条 3 項）
- 伝聞法則
 - ・被告人の発言を内容とする証言の伝聞証言該当性（アリバイ依頼の発言自体から犯人性を推認することの可否）

【平成 25 年】

- 事実認定
 - ・犯人性（間接事実型 - フルスケール）
- 被疑者勾留
 - ・勾留の理由と必要性（嫌疑要件がメイン）

【平成 26 年】

- 公判前整理手続
 - ・弁護人として、公判前整理手続において、検察官作成の証明予定事実記載書の内容につき求釈明を要求すべき事項（規則 208 条 3 項）
 - ・類型証拠開示請求の際に明らかにすべき事項（法 316 条の 15 第 3 項イロ）
 - ・公判前整理手続において弁護人として被告人の弁解等を踏まえ明示すべき予定主張の内容（法 316 条の 17 第 1 項）

- ・公判前整理手続終了後の証拠調べ請求（法 316 条の 32）

○伝聞法則

- ・共犯者 B の自白が録取された公判調書を被告人 A の公訴事実の立証に用いる場合（最決 S57.12.17・百 A36）

【平成 27 年】

○証拠の分類と推認力

- ・犯人性（間接証拠の推認力）

○被告人の保釈

- ・権利保釈（法 89 条 4 号、5 号）
- ・裁量保釈（法 90 条）

○公判前整理手続

- ・公判前整理手続において弁護人が検察官請求証拠について意見を述べる法令上の義務（法 316 条の 16 第 1 項）

○証拠意見

- ・証拠意見の分類（「同意・不同意」、「異議なし。異議あり」）
- ・証人尋問における伝聞証言であることを理由とする弁護人側の異議申立て（法 309 条 1 項）と、これに対して検察官が述べるべき意見

○伝聞法則

- ・被告人の発言を内容とする証言の伝聞証言該当性
- ・法 324 条 1 項による法 322 条 1 項の準用

○弁護士倫理

- ・被告人から有罪告白を受けた弁護人による無罪主張（弁護士職務基本規程 5 条の真実義務）

【平成 28 年】

○証拠の分類と推認力

- ・殺意（間接証拠の推認力）

○公判前整理手続

- ・公判前整理手続において弁護人が主張を変更する場合に採るべき具体的手続

○証拠意見

- ・立証趣旨を「犯行現場の状況等」とする実況見分調書の立会人の指示説明部分について弁護人が現場供述であるとして異議を述べ、検察官が裁判所から上記部分が現場供述であるか否かについて意見を求められた場合に述べるべき意見

○証拠調べに関する異議

- ・主尋問における誘導尋問であることを理由とする弁護人側の異議申立て（法 309 条 1 項）と、これに対する裁判所の応答（規則 205 条の 5、6）

○証人尋問

- ・主尋問における誘導尋問の原則禁止（規則 199 条の 3 第 3 項）
- ・証人尋問中に成立の真正を確認するために供述調書の署名押印部分を証人に示すこと（規則 199 条の 10）

○伝聞法則

- ・実況見分調書中の立会人の指示説明部分（現場指示と現場供述の区別）
- ・実況見分調書の伝聞例外

【平成29年】

○証拠の分類と推認力

- ・暴行の事実（間接証拠の推認力）

○被疑者勾留

- ・罪証隠滅のおそれ（法 207 条 1 項・法 60 条の 1 項 2 号）

○公判前整理手続

- ・類型証拠開示請求の際に明らかにすべき事項（法 316 条の 15 第 1 項 5 号ロ、第 3 項 1 号イ）

○証拠意見

- ・弁護人が写真撮影報告書（貼付された被害再現写真を含む。）については「不同意」との意見を述べたのに対し、現場写真については「異議あり。」との意見を述べた理由

○証人尋問

- ・証人尋問中に供述の明確化のために被害再現写真を証人（被害者）に示すこと（規則 199 条の 12）
- ・証人尋問中に供述の明確化のために証人（被害者）に示した被害再現写真を事実認定の用に供すること（最決 H23.9.14・百 68）

○伝聞法則

- ・写真撮影報告書（貼付された被害再現写真を含む。）
- ・現場写真（犯行の状況等を撮影した写真）

【平成30年】

○証拠の分類と推認力

- ・犯人性（間接証拠の推認力）

○被告人の保釈

- ・権利保釈（罪証隠滅のおそれ〔法 89 条 4 号〕）

○公判前整理手続

- ・類型証拠開示請求の際に明らかにすべき事項（法 316 条の 15 第 3 項イロ）
- ・公判前整理手続において検察官が主張を追加・変更する場合に採るべき具体的手続
- ・公判前整理手続終了後の証拠調べ請求（法 316 条の 32 第 1 項）

○証拠の厳選

- ・証拠の厳選（規則 189 条の 2）

○弁護士倫理

- ・依頼者の意思の尊重（弁護士職務基本規程 22 条）
- ・最善弁護義務（弁護士職務基本規程 46 条）

【令和1年】

○証拠の分類と推認力

- ・犯人性（間接証拠の推認力）

○被疑者の接見禁止

- ・罪証隠滅のおそれ（法 207 条 1 項・法 81 条）

○冒頭手続

- ・冒頭手続における弁護人の主張

○伝聞法則

- ・共犯者 B の自白が録取された公判調書を被告人 A の公訴事実の立証に用いる場合（最決 S57.12.17・百 A36）

○弁護士倫理

- ・被告人から有罪告白を受けた弁護人による無罪主張（弁護士職務基本規程 5 条の真実義務）

【令和 2 年】

○事実の分類と推認力

- ・犯人性（間接証拠の推認力）
- ・殺意（間接証拠の推認力）

○被告人を勾留から解放するための手段

- ・裁量保釈（法 90 条）
- ・勾留の執行停止（95 条）

○公判前整理手続

- ・類型証拠開示請求の際に明らかにすべき事項（法 316 条の 15 第 1 項イロ）
- ・類型証拠開示請求の要件（類型該当性、重要性、相当性）

○証拠排除決定

- ・証人尋問において弁護人から伝聞証言であることを理由として証拠排除を求める旨の意見が述べられた場合における裁判所の応答（証拠排除決定〔規則 207 条〕をするべきか）

○伝聞法則

- ・被告人の発言を内容とする証言の伝聞証言該当性
- ・法 324 条 1 項による法 322 条 1 項の準用

【令和 3 年】

○供述の信用性

- ・第三者の犯人識別供述の信用性

○被疑者を勾留から解放するための手段

- ・準抗告（法 429 条 1 項 2 号、勾留の理由と必要性がないこと）
- ・勾留の執行停止（法 207 条 1 項・法 95 条）

○証人尋問

- ・証人尋問の際の証人の遮蔽（法 157 条の 5）
- ・ビデオリンク方式による証人尋問（法 157 条の 6）
- ・証人尋問中に供述の明確化のために実況見分調書添付の別紙見取図を証人（立会人）に示すこと（規則 199 条の 12）
- ・主尋問における誘導尋問の原則禁止（規則 199 条の 3 第 3 項）

【令和 4 年】

○事実認定

- ・共謀共同正犯（間接事実型 - フルスケール）

○供述の信用性

- ・共犯者の自白の信用性

○被疑者の接見禁止

- ・罪証隠滅のおそれ（法 207 条 1 項・81 条）

○公判前整理手続

- ・公判前整理手続において裁判所が検察官に追加証明予定事実記載書の提出を求めた理由（公判前整理手続の意義や機能を踏まえて）
- ・公判前整理手続終了後の証拠調べ請求（法 316 条の 22 第 1 項）

○証拠意見

- ・ 弁護人が証人の証言の信用性を争うために行った証人の司法警察員面前調書の取調べ請求について、検察官が「同意」ではなく「異議なし」と述べた理由

○伝聞法則

- ・ 弾劾証拠（法 328 条）

【令和 5 年】

○事実の分類と推認力

- ・ 犯人性の認定における被害品の近接所持の推認力（間接事実の推認力）

○構成要件要素

- ・ 事後強盗罪における「暴行」の実行行為性の判断要素等

○被疑者を解放するための手段

- ・ 勾留開示請求（法 82 条）
- ・ 保釈の可否（法 88 条以下）
- ・ 準抗告（法 429 条 1 項 2 号）

○証拠意見

- ・ 検察官請求証拠に対する弁護人の関連性がないことを理由とする証拠意見（異議 [規則 190 条 2 項] ）と、裁判所の対応（求釈明→証拠決定）

○伝聞法則

- ・ 弁護人が検察官面前調書について不同意の意見（法 326 条）を述べた場合において想定される検察官の対応（原供述者の証人尋問の請求）

【令和 6 年】

○事実の分類と推認力

- ・ 欺罔の故意（間接事実の推認力）
- ・ 横領の既遂時期（間接事実の推認力）

○捜査

- ・ 実況見分としての写真撮影
- ・ 遺留物の領置
- ・ 強制採血に要する令状の種類

○伝聞法則

- ・ 検面調書（法 321 条 1 項 2 号後段）
>相対的特信状況

○弁護士倫理

- ・ 被告人から有罪告白を受けた弁護人による無罪主張（弁護士職務基本規程 5 条の真実義務）
- ・ 客観的真実に反する証言をさせることを目的とした証人尋問の請求（弁護士職務基本規定 75 条の偽証のそそのかし）